

○安全、安心、納得の医療を実践します。

○憲法を守り、安心して暮らせる町づくりに貢献します。

当院では差額ベッド料をいただきません。また、経済的な理由で医療費や 出産費用の支払いが困難な方は、「無料・低額診療制度」「入院助産制度」 が利用できます。

=

頂いた寄付金は施設の維持や建設、医療機器の購入などに使わせていただきます。

※公益法人への寄付は税制上の優遇措置の対象となります。(裏面をご覧ください)

寄付の方法

【現金をお持ちいただく場合】

勤医協札幌病院1階経理課にお越しください。

【お振り込みいただく場合】

振込用紙がありますので、職員にお声かけください。

【お問い合わせ】

勤医協札幌病院 経理課

☎ 011-811-2246(病院代表) 札幌市白石区菊水4条1丁目9-22 公 益 社 団 法 人 北海道勤労者医療協会

勤医協札幌病院へ寄付された方は

確定申告することで

税制上の優遇措置を受けられます

税制上の優遇措置を受けるために…



所得税

「税額控除」「所得控除」のどちらかを選択し、控除の適用を受けます

		and the second s
	税額控除制度	所得控除制度
特徴	寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく税額から直接控除するため、小口寄付の減税効果が高くなります。	所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い 高所得者の方にとって減税効果がより大きくなります。
算出式	(年間の寄付金合計額*1 - 2,000円) × 40%=控除額*2 *1 寄付金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります *2 減税額は、所得税の25%を限度とします	(年間の寄付金合計額 *3 - 2,000 円) × 所得税率 *4 = 控除額 *3 寄付金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります *4 所得税率は課税される年間所得金額に応じて異なります

個人住民税

道民税と各市町村民税の両方で控除が受けられます

	道民税	市町村民税	
算	(年間の寄付金合計額 *5 - 2,000 円) × 4%=控除額	(年間の寄付金合計額*5 - 2,000円*6) × 6%=控除額	
出式	*5 寄付金合計額が、総所得金額等の 30%に相当する金額を超える場合には、30%に相当する額が対象寄付金となります *6 5,000 円の自治体もあります		